

船橋市保育士養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）に修学し、将来市内の保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、保育士養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士の確保を図ることを目的とする。

(貸付けの要件)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定保育士養成施設に修学する者
 - (2) 指定保育士養成施設を卒業した後、引き続き指定保育士養成施設の正規の修学期間（以下「修学期間」という。）以上市内の保育所その他の規則で定める施設（以下「保育所等」という。）において、規則で定めるところにより、保育士として勤務しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、保育士の養成を目的とする他の貸付け等を受けている場合（将来保育所等に保育士として勤務しようとするために当該貸付け等を受けている場合を除く。）は、修学資金の貸付けを受けることができない。

(貸付金額)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額3万円とする。

(貸付期間)

第4条 修学資金の貸付期間は、第6条の規定による通知に定められた月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者の修学期間が修了する月までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(貸付けの取消し)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 修学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(貸付けの停止)

第8条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学処分を受けたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第7条第2号又は第3号の規定により、修学資金の貸付けが取り消されたとき。
- (2) 指定保育士養成施設を卒業してから直ちに保育所等に保育士として勤務しなかったとき。
- (3) 保育所等に勤務して当該貸付けを受けている者の修学期間未満で保育士を辞めたとき。

2 修学資金は、返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間内に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第2号又は第3号の規定により修学資金の貸付けが取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき。

(返還の免除)

第11条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業してから直ちに保育所等に勤務し、引き続き当該貸付けを受けている者の修学期間以上保育士として勤務したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。